

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護にとりこんでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和7年5月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主及び擬制(みなし)世帯主に対し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算し、国民健康保険税額(年税額)を賦課する。賦課額に基づき、納税義務者からの納付に対し収納業務を行い、納期限までに納付されない場合は、督促、滞納処分を実施する。 また、非自発的の失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減及び減免を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。 ・他住所地特例者の住所地及び転入者の前住所への所得情報照会を行う。 ・番号法別表の主務省令に基づいて、森町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録する。 ・オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る事務」という)
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込システム 5. 滞納管理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1)国民健康保険税賦課ファイル (2)国民健康保険資格ファイル (3)国民健康保険給付ファイル (4)国民健康保険収納滞納ファイル (5)中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表24、44の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> ・第24条 <p><オンライン資格確認に係る業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の別表44の項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という)</p> <p>(情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の 1,2,3,5,6,13,16,18,27,38,42,48,56,65,69,70,71,83,87,101,115,116,125,131,132,137,141,145,158の項</p> <p>(情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の69,70の項及び第71条、第72条、第73条</p> <p>＜オンライン資格確認に係る業務＞</p> <p>・番号法附則第6条第4項</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、住民生活課
②所属長の役職名	税務課長 住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場 総務課 行政係 電話:0538-85-6300 ファクス:0538-85-5259 E-mail:soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>〒437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場 税務課 町民税係 電話:0538-85-6308 ファクス:0538-85-5259 E-mail:zeimu@town.shizuoka-mori.lg.jp</p> <p>森町役場 住民生活課 国保年金係 電話:0538-85-6313 ファクス:0538-85-5259 E-mail:jumin@town.shizuoka-mori.lg.jp</p>
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民健康保険の関する業務の受付、資格管理、給付事務、発送等業務全般にわたり、複数人でのチェックを行い、ミスが発生しないよう対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [9] 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、全職員が個人情報保護に関するeラーニング研修を受けるなど教育研修を実施し、知識の向上に努めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I-4②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項	事後	
平成29年7月28日	I-5②	税務課長 村松 也寸志 住民生活課長 幸田 秀一	税務課長 小島 行雄 住民生活課長 幸田 秀一	事後	
平成29年7月28日	II-1 評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年7月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I-5②	税務課長 小島 行雄 住民生活課長 幸田 秀一	税務課長 住民生活課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	VIリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	I-1②	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	
令和3年8月2日	I-1③	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込システム 5. 滞納管理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込システム 5. 滞納管理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和3年8月2日	I-2	(1) 国民健康保険税賦課ファイル (2) 国民健康保険資格ファイル (3) 国民健康保険給付ファイル (4) 国民健康保険収納滞納ファイル	(1) 国民健康保険税賦課ファイル (2) 国民健康保険資格ファイル (3) 国民健康保険給付ファイル (4) 国民健康保険収納滞納ファイル (5) 中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル	事後	
令和3年8月2日	I-3	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条、第24条 ・別表第一省令第24条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条、第24条 ・別表第一省令第24条 ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年8月2日	I-4②	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1、2、3、4、5、12の 3、3、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3 3条 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、25の2、26条 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年8月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	I-4②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年10月6日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	I-1②	番号法別表第二に基づいて、森町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録する。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等	・番号法別表の主務省令に基づいて、森町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を中間サーバーへ登録する。 ・オンライン資格確認等システムによる資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認に係る業務」という)	事後	
令和7年5月2日	I-3 法令上の根拠	1・番号法第9条第1項 別表第一の16,30の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・商務省令第5号) ・別表第一省令第16条、第24条 ＜オンライン資格確認の準備事務＞ ・番号法第9条第1項 別表第1 30の項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	1・番号法第9条第1項 別表24,44の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法第9条第1項 別表の44の項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年5月2日	I-4②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める命令 第1、2、3、4、5、9、12の3、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20、25、25の2、26条 ＜オンライン資格確認の準備事務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という) (情報提供の根拠) 1、2、3、5、6、13、16、18、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、101、115、116、125、131、132、137、141、145、158の項 (情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の69,70の項及び第71条、第72条、第73条 ＜オンライン資格確認に係る業務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	Ⅵ-8 人手を介在させる作業	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和7年5月2日	Ⅵ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加